

〃	三		四		五		六	
	上	下	上	下	上	下	上	下
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二、八八五、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二、六三五、〇〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二七〇、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二四〇、〇〇〇
一五一、九三〇	一四四、三四八	一六〇、八〇一	四八、九七二	七七、五九四	八五、七六一	四三、八三五	三三、二七	四五、四九
三、三〇六、九三〇	三、三九九、四八	三、三二五、八〇一	三、一〇六、〇三八	三、〇七七、四〇六	三、〇四〇、七六一	三、一〇二、一七五	三、一〇二、七八三	三、九二〇、四九
一、五四五、八五〇	一、四五〇、三三三	一、四三〇、四八〇	一、二四六、九三三	一、二一六、五〇〇	一、一九三、三六五	一、三〇六、七七七	一、一〇一、七七六	一、五八〇、三六二
一七六、一〇七九	一八四、五一三	一八八、五三〇	一八五、九二	一九一、四九六	二〇四、七三九	一九八、三九七	二〇五、〇〇六	一、三三九、六八五

備考

一、印ハ繰越金ノ減額ヲ示ス

二、日本銀行保留金額トハ本案ニ依リ納付金ヲ上納セシメ且実績ト同様ノ配當ヲ爲スコトヲ認メタル後日本銀行ノ自由処分ニ委シ積立金、復賞賞金及交際費ヲ繰越金ノ増加ニ充當シ得ヘキ金額ヲ謂フ

三、比較ハ本案ニ依ル場合ノ利益処分ノ実績ニ対スル減額ヲ示ス

トナリガシク  
 其前ノ例  
 一割三分  
 三割

議案

第一 兌換銀行券發行制度ニ關スル件

- 一、兌換銀行券ノ保證發行限度ヲ十億圓ニ擴張スルコト
- 二、兌換銀行券ノ制限外發行ハ十五日ヲ超エテ仍其ノ發行ヲ繼續セントスルトキハ大藏大臣ノ許可ヲ要スルコトトシ日本銀行ハ十五日ヲ超エタル制限外發行額ニ對シ年三分ヲ下ラサル割合ヲ以テ制限外發行稅ヲ納ムルコト但シ其ノ割合ハ時々大藏大臣之ヲ定ムルコト

第二 日本銀行納付金制度採用ニ關スル件

- 一、現行明治三十二年法律第五十六號ニ依ル發行稅（制限内發行稅）制度及政府當座預金利子上納制度ヲ廢止シ納付金制度ヲ採用スルコト
- 二、日本銀行納付金制度ノ内容ヲ左ノ如クス

(191.10)



本銀行は日本銀行の業務を遂行するに  
日本銀行の業務を遂行するに  
日本銀行の業務を遂行するに

日本銀行の業務を遂行するに  
日本銀行の業務を遂行するに  
日本銀行の業務を遂行するに  
日本銀行の業務を遂行するに  
日本銀行の業務を遂行するに  
日本銀行の業務を遂行するに  
日本銀行の業務を遂行するに  
日本銀行の業務を遂行するに  
日本銀行の業務を遂行するに  
日本銀行の業務を遂行するに

議案

第一 兌換銀行券發行制度ニ關スル件

一、兌換銀行券ノ保證發行限度ヲ十億圓ニ擴張スルコト

二、兌換銀行券ノ制限外發行ハ十五日ヲ超エテ仍其ノ發行ヲ繼續セント  
スルトキハ大藏大臣ノ許可ヲ要スルコトトシ日本銀行ハ十五日ヲ超  
エタル制限外發行額ニ對シ年三分ヲ下ラサル割合ヲ以テ制限外發行  
税ヲ納ムルコト但シ其ノ割合ハ時々大藏大臣之ヲ定ムルコト

(理由)

一、我現行發券制度ハ所謂屈伸制限制制度ニシテ我國民ハ多年其ノ運用  
ニ慣熟シ創始以來ノ実績ニ顧ミルニ其ノ制度ノ基本ニ於テハ我國  
情ニ適應セルモノアリト認ムルヲ得ヘシ

第一 貨幣政策の整理  
第二 財政政策の整理  
第三 金融政策の整理  
第四 貿易政策の整理  
第五 産業政策の整理  
第六 社会政策の整理  
第七 教育政策の整理  
第八 文化政策の整理  
第九 外交政策の整理  
第十 国防政策の整理

然レドモ現行一億二千萬圓ノ保證發行限度ハ我經濟界ノ發展ト正貨保有高ノ現狀ニ照シテ低キニ過ギ我國産業ノ正當ナル取引ニ必要ナル數量ノ通貨ヲ圓滑ニ供給スル上ニ不便尠カラザルヲ以テ此ノ際之ヲ適當ニ擴張スルノ要アリ

現行一億二千萬圓ノ保證發行限度ヲ幾許ニ擴張スルヲ適當トスルヤノ點ニ就テハ正確ナル算定ヲ行フコト頗ル困難ナルモ大体從來ノ通貨發行ノ実績ニ鑑ミ且將來ニ於ケル通貨ノ需要量ハ自ラ増大スルコトアルベキヲ考慮スルト共ニ、正貨保有量ノ現狀ヲモ參酌シ十億圓ト定ムルヲ以テ適當ナリト認メタリ

三、我國ニ於テハ月末、季末等ニ際シ決濟資金需要ノ爲一時兌換銀行券ノ増發ヲ見ルヲ常トスルガ、此等ノ一時的決濟資金ノ需要ニ對シテ

ハ特ニ抑制スルノ要ナキヲ以テ保證發行額ガ一時右十億圓ノ限度ヲ  
超過スルコトアルモ別段之ニ對シ發行稅ヲ賦課スルノ要ナシト認メ  
ラル而シテ過去ノ實績ニ徴スルニ此等決濟資金ニ要スル兌換銀行券  
ノ發行ハ大体十五日以内ニ解消セラルルヲ以テ十五日以内ノ期間ニ  
於ケル制限外發行ニ付テハ抑制ノ手段ヲ採ラズ右期間ヲ超エテ仍其  
ノ發行ヲ繼續セントスル場合ニ付テノミ大藏大臣ノ許可ヲ要スルモ  
ノトスルヲ適當ナリト認ム

次ニ現行法ニ於テハ制限外發行ニ對シテハ年五分ヲ下ラザル稅率ヲ  
以テ課稅スルコトトナリ居ルモ將來ニ於テ日本銀行割引歩合ヲ低下  
スルノ必要ヲ生ズルコトアルベク斯ル場合制限外發行稅ガ之ニ對シ  
過度ノ抑制トナラザル様制限外發行稅率ニ關スル規定ヲ改正スルヲ

ハ特ニ抑制スルノ要ナキヲ以テ保證發行額ガ一時右十億圓ノ限度ヲ  
超過スルコトアルモ別段之ニ對シ發行稅ヲ賦課スルノ要ナシト認メ  
ラル而シテ過去ノ實績ニ徴スルニ此等決濟資金ニ要スル兌換銀行券  
ノ發行ハ大体十五日以内ニ解消セラルルヲ以テ十五日以内ノ期間ニ  
於ケル制限外發行ニ付テハ抑制ノ手段ヲ採ラズ右期間ヲ超エテ仍其  
ノ發行ヲ繼續セントスル場合ニ付テノミ大藏大臣ノ許可ヲ要スルモ  
ノトスルヲ適當ナリト認ム

次ニ現行法ニ於テハ制限外發行ニ對シテハ年五分ヲ下ラザル稅率ヲ  
以テ課稅スルコトトナリ居ルモ將來ニ於テ日本銀行割引歩合ヲ低下  
スルノ必要ヲ生ズルコトアルベク斯ル場合制限外發行稅ガ之ニ對シ  
過度ノ抑制トナラザル様制限外發行稅率ニ關スル規定ヲ改正スルヲ



第二 日本銀行納付金制度採用ニ關スル件

- 一、現行明治三十二年法律第五十六號ニ依ル發行税（制限内發行税）制度及政府當座預金利子上納制度ヲ廢止シ納付金制度ヲ採用スルコト
- 二、日本銀行納付金制度ノ内容ヲ左ノ如クス
  - イ、日本銀行ハ事業年度毎ニ純益金ヨリ拂込資本金額ニ對スル年六分ニ相當スル金額及日本銀行條例第十條ニ依リ積立ツベキ金額ノ最少額ニ相當スル金額ヲ控除シタル殘額ノ二分ノ一ヲ政府ニ納付スルコト
  - ロ、純益金ヨリ前記ノ金額及納付金ヲ控除シタル殘額ガ拂込資本金額ニ對シ年四分ノ割合ヲ超過シタルトキハ其ノ超過金額ノ四分ノ三ヲ莫ニ政府ニ納付スルコト

三、日本銀行條例第十條ニ依リ積立ツベキ金額ノ最少限度ヲ二十分ノ一  
ト改ムルコト

(理由)

一、日本銀行ハ我國ノ中央銀行トシテ特別ノ法規ニ依リ設立セラレタ  
ル國家的機關ニシテ其ノ資本ノ醸出ハ之ヲ株主ニ求メタリト雖モ  
單純ナル營利法人ニアラズ而シテ其ノ使命ヲ遂行スル爲兌換銀行  
券發行ノ特權ヲ賦與セラレ又國庫金ノ取扱等ノ事務ヲ掌リ此等ニ  
基ク利益寔ニ大ナルモノアリ、而シテ一方右兌換銀行券發行ノ特  
權ニ對スル報償トシテハ制限内發行稅制度アリ又他方國庫金ノ取  
扱ニ關シテハ政府當座預金利子上納制度アルモ共ニ其ノ制度不備  
ニシテ同行ノ負擔スルトコロハ其ノ特權及特權的地位ニ基ク利益

ト調和ヲ得サルモノアリ  
先ツ發行税制度ニ就テ之ヲ觀ルニ本制度ハ一定ノ稅率ニ依リ保證  
發行限度内ノ兌換銀行券發行高ニ對シ課稅スルモノナルカ現在ノ  
稅率ハ甚タ低クシテ日本銀行ノ受クル利益ニ比シ權衡ヲ失ヒ且其ノ  
利益ノ増減ニ順應スルノ伸縮性ヲ缺ケリ、若シ此ノ缺陷ヲ匡正ス  
ルカ爲現在ノ發行稅率ヲ引上ケントセンカ日本銀行ノ割引歩合ヲ  
高ムルノ素因トナリ金融政策上不利ナルモノアルヘシ  
次ニ現行政府當座預金利子上納ノ制度ニ依レハ一定ノ金額（昭和  
七年度ニ於テハ一般會計四七〇〇〇〇〇〇圓、預金部特別會計一  
五〇〇〇〇〇〇圓）以上ノ政府當座預金額ニ對シ年利率二分ノ利  
子ヲ政府ニ納付セシメ居レリ、然レトモ政府當座預金ニ因ル日本



日本銀行ノ定例株主割賦金ハ拂込資本金額ニ對シ年六分ニ相當ス  
ル金額ニシテ且日本銀行條例ニ依リ日本銀行ハ一定額ノ積立金ヲ  
爲スベキ義務アルヲ以テ、右ニ相當スル金額ハ純益金ヨリ優先ニ  
之ヲ控除シ其ノ殘額ノ二分ノ一ヲ政府ニ納付セシムルコトトシ純  
益金ヨリ前記ノ株主割賦金、積立金及納付金ヲ控除シタル殘額ニ  
付テハ拂込資本金額ニ對シ年四分ノ割合ニ相當スル金額ノ控除ヲ  
認メ其ノ處分方法ハ日本銀行ノ自由ニ委スルコトトシ右ヲ超過ス  
ル金額ノ四分ノ三ヲ更ニ政府ニ納付セシムルヲ適當ト認メタリ  
三、日本銀行ノ積立金ハ現在既ニ資本金額ヲ遙カニ超過シ相當充實セ  
リト認ムルヲ得ルノミナラズ兌換銀行券保證發行限度ヲ十億圓ニ

度ヲ廢止シ納付金制度ヲ採用スルヲ可ナリト認ム

二、日本銀行ノ定例株主割賦金ハ拂込資本金額ニ對シ年六分ニ相當ス  
ル金額ニシテ且日本銀行條例ニ依リ日本銀行ハ一定額ノ積立金ヲ  
爲スベキ義務アルヲ以テ、右ニ相當スル金額ハ純益金ヨリ優先ニ  
之ヲ控除シ其ノ殘額ノ二分ノ一ヲ政府ニ納付セシムルコトトシ純  
益金ヨリ前記ノ株主割賦金、積立金及納付金ヲ控除シタル殘額ニ  
付テハ拂込資本金額ニ對シ年四分ノ割合ニ相當スル金額ノ控除ヲ  
認メ其ノ處分方法ハ日本銀行ノ自由ニ委スルコトトシ右ヲ超過ス  
ル金額ノ四分ノ三ヲ更ニ政府ニ納付セシムルヲ適當ト認メタリ  
三、日本銀行ノ積立金ハ現在既ニ資本金額ヲ遙カニ超過シ相當充實セ  
リト認ムルヲ得ルノミナラズ兌換銀行券保證發行限度ヲ十億圓ニ

日本銀行の發行税制度及政府當座預金利子上納制度ヲ廢止ス  
ルトキハ日本銀行ノ純益金ハ甚ダシク増大スベク從テ日本銀行條  
例第十條ニ依ル積立金額モ從前ニ比シ著シク巨額トナルヲ以テ同  
條ニ依ル積立金ノ最少額ノ割合ハ之ヲ二十分ノ一ト改ムルヲ適當  
ナリト認メタリ

第三 日本銀行參與會設置ニ關スル件

一、日本銀行ノ重要ナル業務ニ關シ日本銀行總裁ノ諮問ニ應ゼシムル爲

日本銀行ニ日本銀行參與會ヲ設置スルコト

(理由)

日本銀行ノ機能ヲ發揚シ我國ノ經濟狀況ニ適應セシメントスルニハ  
單ニ此ノ制度ニ改正ヲ施スヲ以テ足レリトセズ其ノ運用ヲシテ一層  
時宜ニ適ハシメ殊ニ日本銀行ト金融界並一般產業界トノ聯繫ヲ緊密  
ナラシムルハ此ノ際最モ肝要トスル所ナリ、之ガ爲ニハ日本銀行ノ  
重要ナル業務ニ關シ常ニ各方面ノ有力ナル意見ヲ參酌シ得ルガ如キ  
制度ヲ創成スルノ要アリ依テ日本銀行參與會ヲ設ケ金融界產業界ノ  
代表者並學識經驗アルモノヲ選ヒテ日本銀行參與トシ日本銀行總裁

六、各委員の報告を以て、本委員会の報告書に附し、本委員会の意見を以て、本委員会の報告書に附す。

七、本委員会の報告書は、本委員会の報告書に附し、本委員会の意見を以て、本委員会の報告書に附す。

八、本委員会の報告書は、本委員会の報告書に附し、本委員会の意見を以て、本委員会の報告書に附す。

九、本委員会の報告書は、本委員会の報告書に附し、本委員会の意見を以て、本委員会の報告書に附す。

十、本委員会の報告書は、本委員会の報告書に附し、本委員会の意見を以て、本委員会の報告書に附す。

十一、本委員会の報告書は、本委員会の報告書に附し、本委員会の意見を以て、本委員会の報告書に附す。

十二、本委員会の報告書は、本委員会の報告書に附し、本委員会の意見を以て、本委員会の報告書に附す。

十三、本委員会の報告書は、本委員会の報告書に附し、本委員会の意見を以て、本委員会の報告書に附す。

十四、本委員会の報告書は、本委員会の報告書に附し、本委員会の意見を以て、本委員会の報告書に附す。

十五、本委員会の報告書は、本委員会の報告書に附し、本委員会の意見を以て、本委員会の報告書に附す。

十六、本委員会の報告書は、本委員会の報告書に附し、本委員会の意見を以て、本委員会の報告書に附す。

十七、本委員会の報告書は、本委員会の報告書に附し、本委員会の意見を以て、本委員会の報告書に附す。

十八、本委員会の報告書は、本委員会の報告書に附し、本委員会の意見を以て、本委員会の報告書に附す。

十九、本委員会の報告書は、本委員会の報告書に附し、本委員会の意見を以て、本委員会の報告書に附す。

二十、本委員会の報告書は、本委員会の報告書に附し、本委員会の意見を以て、本委員会の報告書に附す。

（理由）

日本銀行は日本銀行法に基づき、通貨を印刷し、

日本銀行は、通貨を印刷し、日本銀行法に基づき、通貨を印刷し、

日本銀行は、通貨を印刷し、日本銀行法に基づき、通貨を印刷し、

ハ重要事項ニ關シ諮問シテ其ノ意見ヲ徴シ又ハ總裁ニ對シ意見ヲ陳述スルヲ得シムルヲ適當ト認メタリ

次ニ我國經濟界ノ情勢ヲ觀マスルニ、今日ノ如ク通貨ガ不足シ信用ガ  
 收縮シテ居ツテハ産業發展ノ手段ヲ缺ク次第デアリマシテ到底其ノ振興  
 ヲ期スルコトガ出來マセヌ。從ツテ金融ノ緩和ヲ圖リ、産業ノ正當ナル  
 取引ニ必要ナル數量ノ通貨ヲ圓滑ニ供給スルノ途ヲ講ズルコトガ最モ必  
 要デアルト思ヒマス。然ルニ我國通貨ノ基本タル兌換銀行券制度ハ制定  
 後既ニ相當ノ年月ヲ闕シ其間國民經濟ノ膨脹顯著ナルモノガアツタニ拘  
 ハラズ、久シキニ亙リ之ニ伴フ適當ナル改正ヲ見ナカツタ爲ニ今日ノ事  
 態ニ適應スル機能ヲ缺ク憾ガアリマス。依ツテ政府ハ此際保證發行限度  
 額ヲ十億圓ニ擴張シ且制限外發行稅率ノ限度ヲ引下グル等兌換銀行券發  
 行制度ヲ改革スルコト、シ尙之ニ關聯シテ現行ノ制限内發行稅制度ヲ廢  
 止シテ納付金制度ヲ採用スルコト、シ、更ニ進<sup>ノ行勢、運行ヲシテ一層時宜ニ適ハシメ且</sup>ンデ中央銀行<sup>ノ發行</sup>金融界等

